

伊予市シティブランドロゴマーク及びキャッチコピー使用取扱要綱

平成27年3月31日

伊予市告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市の良好なイメージを市内外に発信することを目的に作成した伊予市シティブランドロゴマーク及びキャッチコピー（以下これらを「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマーク等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 伊予市シティブランドロゴマーク 別図1に示す伊予市シティブランドロゴマーク基本デザイン、市長が認める展開デザイン及びそれらに付随するロゴタイプ
- (2) 伊予市シティブランドキャッチコピー 別図2に示すメインキャッチコピー及び各種キャッチコピー

(使用承認の要件)

第3条 ロゴマーク等の使用承認は、次の各号いずれにも該当しない場合に行うものとする。

- (1) ロゴマーク等の使用に伴い、伊予市の信用若しくは品位を害すると認められる場合、又はそのおそれがある場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとする事業の内容が、法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
- (5) ロゴマーク等の使用によって市民等に誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれがある場合
- (7) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (8) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第3号に規定する暴力団員等が使用されるおそれがある場合

(9) その他承認することが不適切と認められる場合

(使用の申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に伊予市シティブランドロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、申請しなければならない。

(1) 企画書（事業の内容及び具体的な使用方法が分かるもの）

(2) その他市長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、申請を省略させることができる。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 報道機関が報道のために使用するとき。

(3) 個人的又は家庭内など限られた範囲において使用するとき。

(4) 第8条ただし書の規定により、ロゴマーク等の使用承認期間内に延長の申し出があったとき。

(5) その他市長が認めたとき。

(使用承認)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、第3条の要件に基づき審査し、その結果を伊予市シティブランドロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第8条 ロゴマーク等の使用承認期間は、1年以内とする。ただし、第6条の規定により承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）がロゴマーク等の使用の延長を申し出たときは、延長することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 市が提供する画像データのみを使用すること。

(2) 承認された内容にのみ使用すること。

(3) ロゴマーク等の意匠、縦横比率、色、文字等の表記方法は、「伊予市シティブランドロゴマーク等使用マニュアル」に掲げる条件に従うこと。

- (4) 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法、意匠法等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
- (6) その他市長の指示する条件に従うこと。

(完成品の提出)

第10条 使用者は、当該承認に係るロゴマーク等を使用した商品等（以下「使用品等」という。）の完成品について、完成後速やかに1部を市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第11条 使用者は、承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、伊予市シティブランドロゴマーク等使用変更等承認申請書（様式第3号）をもって直ちに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を伊予市シティブランドロゴマーク等使用変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

(使用状況の調査及び報告)

第12条 市長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について調査及び報告させることができる。

2 使用者は、ロゴマーク等の使用状況等について市長から調査及び報告を求められたときは、速やかに対応しなければならない。

(承認内容の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認（第11条の規定に基づく変更の承認があったときは、変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、又は当該使用者に対し使用品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があると認めるとき。
- (2) 第3条各号の規定に抵触すると認めるとき。
- (3) 第9条各号の規定が遵守されていないと認めたとき。
- (4) 本要綱に違反していると認めたとき。
- (5) その他ロゴマーク等の継続使用が不適當であると認めたとき。

2 使用者は、前項の規定により使用承認が取り消された場合は、直ちにロゴマーク等の使用を中止しなければならない。

3 市長は、使用承認の取消し又は回収等により使用者に生じた損害について、一切

の責任を負わない。

(経費等の負担)

第14条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 市は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により伊予市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第16条 この要綱による使用承認は、ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について伊予市が奨励を行うものではない。

(情報の公開)

第17条 市長は、ロゴマーク等の利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用承認の状況及び使用事例について情報を公開することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行する。